

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

本邦初、公募型の信託社債の発行について

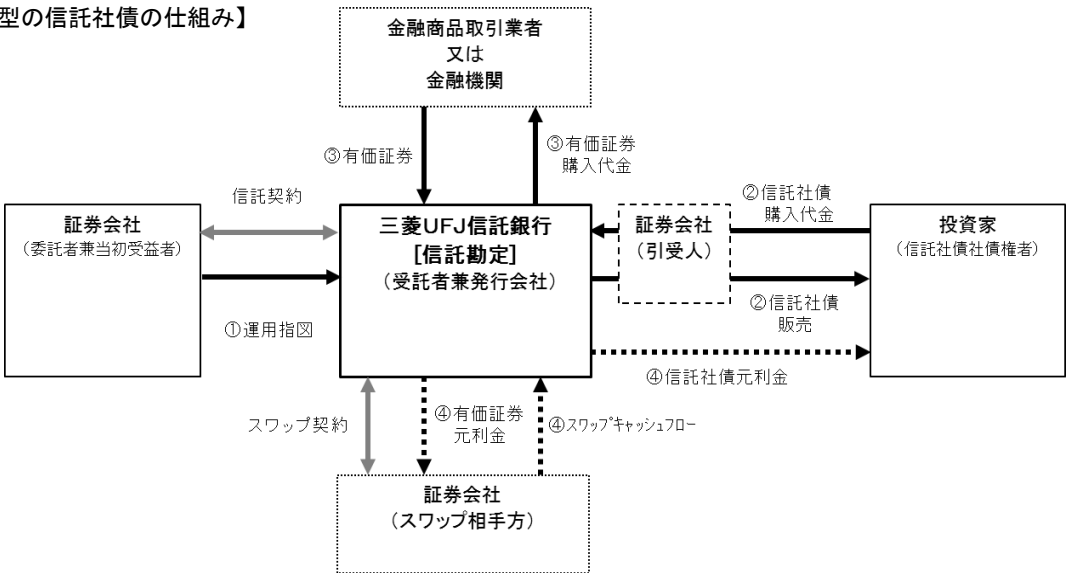
三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 若林 辰雄）は、本日、本邦初となる「公募型の信託社債」を発行いたしましたので、お知らせいたします。

1. 公募型の信託社債の概要 ※具体的な仕組みは下図をご参照ください

信託社債とは、平成18年の会社法改正によって発行できるようになった信託の受託者が信託財産のために発行する社債です。信託社債の元利金等の支払いについては当該信託財産の範囲に限定され、信託財産は有価証券（日本国債等）やデリバティブ等で運用されます。

当社は、昨年7月に私募型の信託社債の取扱いを開始しておりましたが、本日、野村證券株式会社を委託者として、公募型の信託社債の第1回債を発行いたしました。

【公募型の信託社債の仕組み】



- ① 委託者兼当初受益者である証券会社が、当社との間で信託契約を締結し、当社（信託勘定）に運用指図を行います。
- ② 当社は信託社債を発行し、証券会社が投資家に販売します。
- ③ 当社は、運用指図に基づいて、信託社債購入代金等で有価証券を購入します。
- ④ 当社は、運用指図に基づいて、証券会社との間でスワップ契約を締結し、有価証券の元利金相当額を証券会社へ支払い、証券会社から信託社債の元利金相当額等を受け取り、信託社債の元利金等を投資家に支払います。

2. 信託社債ビジネスの展開

公募型の信託社債は、金融商品取引法に基づき、運用内容・関係者・契約内容等の情報が適切に開示され、証券会社を通じて販売されます。

信頼の高い関係者により国内法に基づき組成される信託社債は、投資家にとって投資した資産の運用実態が明白かつ投資リスクの所在が明確となることに加え、従来、海外で組成されることが多かった運用スキームを国内債券として組成できる点から、国内金融市場の活性化にも寄与するものと考えております。

今後も、これまで培った信託のノウハウを活かし、信託社債ビジネスを拡充させてまいります。

以上